「第四十条の三の三第五項　前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引　第四十一条の十九の五第四十一条の十九の五第一項に規定する方法による場合における同項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第三号　同条第三項　同条第一項に　として財務省令で定めるところにより計算した金額　同条第五項に規定する所得税の額から控除する税法第二条第一項第四十三号　所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四十三号　第四十一条の十九の五第四十一条の十九の五第一項に規定する方法による場合における同項第一号ロに掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第三号に掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四号に掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第五号に掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第六号に掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第七号に掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第八号に掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第九号に掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第十号に掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第十一号に掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第十二号に掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第十三号　同条第一項に　として同条第五項に規定する所得税の額から控除する税法第二条第一項第四十三号　所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第一号ロに掲げる金額につき所得税の額から控除する金額又は同法第二十二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第二号に